

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第183号（5.2.2） 教育委員会事務局監理室の不当な調査の撤回を求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>令和4年6月から3か月かけて行われた、教育委員会事務局監理室の調査は、結論ありきの不当なものと言えるため、令和4年9月30日の教育こども委員会委員各位宛ての「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査報告書について（報告）」を撤回し、併せて教育委員に提出した12ページの詳細版も撤回すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

E

2023年2月2日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員

西尾 裕美

(電話



)

教育委員会事務局 監理室の不当な調査の撤回を求める陳情

陳情趣旨

令和4年9月30日、教育子ども委員会委員 各位宛、高田事務局長名で作成された「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査報告書について(報告)」が提出されています。(教育子ども委員会委員には2頁の概要版のみであるが、教育委員には12頁の詳細版も提出しています。しかし、これらの報告書は、結論ありきの不当なものです。

詳細は下記の通りです。

\*\*\*\*\*

<不当調査の詳細>

令和4年6月から3か月かけて行われた監理室の調査は不当なものと言える。当時、メモや備忘録の認識で、公文書としての認識がなかったことから、隠蔽する意図はなかったと結論付けている。しかし、48名全員の聴取記録を見る限り、誰一人として「メモや備忘録の認識」だったとは述べていない。議員や教育委員を欺く、結論ありきの形式的な調査であり、お粗末なものである。

令和4年10月19日 教育子ども委員会において、高田 教育委員会事務局長は次のとおりと答弁している。「内部調査ではございますけれども、きっちりとした調査をすべしという事で我々行政職ではなく弁護士資格を持つ学校法務専門官にきちっと聞き取りをしてもらい、その結果を正確に記録したものを第三者による調査委員会にも提出をしておりますので、我々としてはできる限り誠実に調査を行ったというふうに考えております。」

下條 監理室長は次の通り答弁している。「同席の弁護士と我々、監理室も同席してございますので、複数で取っております。」「弁護士のメモと監理室のメモを1つの聴取録としてお渡しをさせていただきますので、2つが合わさった形ということになります。」

このように両名が答弁していることから、聴取記録に漏れはないはずである。ましてや「メモや備忘録の認識だった」という重要な発言を、聴き漏らすことは考えられない。

従って、調査委員会の判断を迷わせようとしたこと、意図的に隠蔽したものではないと主張することがねらいだったのであろう。文書が「ある」か「ない」かの問題に、公文書に「当たる」か「当たらない」かに論点をすり替えている。仮に公文書ではなかったとしても、市教委作成時系列、担任作成時系列、学校作成時系列の3つの文書は存在していたのだ。公文書か否かは全く関係ない。まさに子ども騙しのお粗末な調査で、悪意があると言わざるを得ない。

それを裏付ける記録がある。吉井良英 児童生徒課長の聴取記録には、「戸田係長と一緒に、当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨の報告をした。」と書かれている。

だが、そのことをなぜ吉井課長は知っていたのであろうか。吉井課長は令和3年度に市長部局から市教委に異動してきた人物である。

一方、教育委員に提出された詳細な報告書には、「3名とも担任文書及び学校文書が過去に開示されていなかった事実については知らなかったと述べている（江尻H、戸田H、吉井H）」とある。この記載は、吉井良英 児童生徒課長の聴取記録とは矛盾しているのである。

つまり、知らない人間がどうして「当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨の報告」をできたのであろうか。誰も発言する者がいなかったので、担当者である吉井課長がしかたなく作り話をしたのであろう。結論を無理やり導くための作文であることは誰でも一目でわかる。

また、もし仮に吉井課長が、当時学校文書についてメモ扱いで開示されなかった可能性がある旨を把握していたのであれば、令和3年度以降も市教委はメモ扱いにして開示しないという違法行為を容認していたことになり、それはそれで別の大きな問題となるはずだが。

以 上

\*\*\*\*\*

なお、当陳情は、監理室の調査から判明した事実等に基づき行なっています。「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告がでるまで答弁を控えたいなどと言って、答弁を回避することのないよう申し添えます。

## 陳情事項

令和4年6月から3か月かけて行われた、教育委員会事務局 監理室の調査は、結論ありきの不当なものと言える。よって、令和4年9月30日、教育こども委員会委員 各位宛て、高田事務局長名で作成された「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案に係る学校作成資料等に関する内部調査報告書について（報告）」の撤回を求める。

併せて、教育委員に提出した12頁の詳細版も撤回することを求める。

以 上